

議案第70号

財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ 及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥 取 市

3 貸付期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 貸付金額

鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額

5 理 由

同和問題の早期解決を図るため旧鳥取市解放文化会館用地として鳥取市に無償貸付けをしてきた当該土地について、当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めることとし、減額して貸し付けようとするものである。